



令和4年 8 月 2 日 開会

令和4年 8 月 2 日 閉会

令和 4 年 8 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和4年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	5
監査結果報告一覧表……………	6
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	7
出席した説明員……………	7
出席した書記……………	7
開 会 宣 言……………	8
広域連合長あいさつ……………	8
報 告……………	9
日程第1 議席の指定について……………	9
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	9
日程第3 会期の決定について……………	10
日程第4 議長の辞職許可について……………	10
日程第5 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について……………	11
日程第6 一般質問……………	12
• 10番 近藤 隆則君……………	12
広域連合長 伊東 香織君……………	13
• 10番 近藤 隆則君……………	14
事務局長 安田 充年君……………	15
• 10番 近藤 隆則君……………	15
• 7番 羽場 頼三郎君……………	15
広域連合長 伊東 香織君……………	19
事務局長 安田 充年君……………	20
• 7番 羽場 頼三郎君……………	22
事務局長 安田 充年君……………	22
• 4番 田辺 牧美君……………	22
事務局長 安田 充年君……………	24
• 4番 田辺 牧美君……………	25
事務局長 安田 充年君……………	25
• 4番 田辺 牧美君……………	25
日程第7 承第1号議案……………	26
広域連合長 伊東 香織君（提案説明）……………	26
事務局長 安田 充年君（提案説明）……………	26
採 決……………	27

日程第8	決第1号・決第2号議案	27
	広域連合長 伊東 香織君 (提案説明)	27
	事務局長 安田 充年君 (提案説明)	28
	・4番 田辺 牧美君 (討論)	30
採	決	31
日程第9	甲第9号議案	31
	広域連合長 伊東 香織君 (提案説明)	31
	事務局長 安田 充年君 (提案説明)	31
採	決	32
日程第10	甲第10号議案	32
	広域連合長 伊東 香織君 (提案説明)	32
採	決	33
日程第11	甲第11号議案	33
	広域連合長 伊東 香織君 (提案説明)	33
採	決	34
閉会宣言		34
一般質問発言通告一覧表		35
会議録署名議員		36

岡 広 議 第 8 号
令和 4 年 7 月 1 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 山 本 育 子

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 4 年 8 月定例会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 4 年 8 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 2 2 号
令和 4 年 7 月 1 9 日

令和 4 年 8 月 2 日（火曜日）、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 4 年 8 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 伊 東 香 織

岡 広 総 第 3 7 号
令 和 4 年 7 月 1 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長
山 本 育 子 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 伊 東 香 織

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和4年8月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|-------------|--|
| 承 第 1 号 | 専決処分の承認について
(令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算(第3号)) |
| 決 第 1 号 | 令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につ
いて |
| 決 第 2 号 | 令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算について |
| 甲 第 9 号 議案 | 令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号)について |
| 甲 第 10 号 議案 | 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合
規約の変更について |

岡広総第42号
令和4年8月2日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長
山本育子様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 伊東香織

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和4年8月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

記

甲第11号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和4年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月2日	(火)	午前10時00分	全員協議会	
		全員協議会終了後	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・議長の辞職許可について ・一般質問 ・議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年8月定例会議事日程（第1号）

令和4年8月2日（火） 全員協議会終了後開議

日程番号	会議に付する事件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	議長の辞職許可について
第 5	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について
第 6	一 般 質 問
第 7	承第 1 号 専決処分の承認について（令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）） （上程・採決）
第 8	決第 1 号 令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について 決第 2 号 令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について （上程・採決）
第 9	甲第9号議案 令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について （上程・採決）
第10	甲第10号議案 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について （上程・採決）
第11	甲第11号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について （上程・採決）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	R 4. 2. 22	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和3年 1 2月分例月出納検査結果報告
2	R 4. 3. 22	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 1月分例月出納検査結果報告
3	R 4. 4. 25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 2月分例月出納検査結果報告
4	R 4. 5. 31	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 3月分例月出納検査結果報告
5	R 4. 6. 30	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 4月分例月出納検査結果報告
6	R 4. 7. 5	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和4年 5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	難波 武志	出席		10	近藤 隆則	出席	
2	船越 健一	〃		11	大舌 勲	〃	
3	津本 辰己	〃		12	片岡 聡一	欠席	
4	田辺 牧美	〃		13	小倉 博俊	〃	
5	岡 親佐	〃		14	友實 武則	出席	
6	山本 育子	〃		15	山本 雅則	〃	
7	羽場 頼三郎	〃		16	水嶋 淳治	〃	
8	原 章倫	〃		17	和氣 健	〃	
9	青木 秀樹	〃		18	小林 嘉文	欠席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	伊東 香織	業務課長	山崎 修司
代表監査委員	重松 浩二郎	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	大森 敬介
事務局長	安田 充年	業務課給付係長	柏崎 嘉宏
		業務課資格賦課係長	川野 貴啓

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	児玉 政弘	書 記	近藤 伊津子
書 記	掛谷 英明		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（山本 育子君）

それでは、引き続き本会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は、15 人であります。

なお、片岡議員、小倉議員、小林議員からは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和 4 年 8 月岡山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（山本 育子君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）（登壇）

皆様、おはようございます。

本日は、8 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、議長にお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

全国的にコロナの B A ・ 5 への置き換わりが急速に進み、感染の爆発とも言える急速な拡大が続く中、各自治体、それぞれの方につきまして、第 3 回目、4 回目のワクチン接種など、感染者数の抑え込み、社会経済活動の維持などに取り組む中、大変御苦勞をされていることと拝察をしております。

さて、全ての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となりますいわゆる 2025 年問題を前にいたしまして、平成 20 年 4 月に後期高齢者医療制度が創設された当初、被保険者数が約 23 万 7,000 人でしたが、本年 4 月には 30 万人を超える被保険者数となってございまして、今後も当面増加が続くことが予想されることから、また現役世代からの支援金の抑制などもございますことから、原則 1 割負担となっている後期高齢者の自己負担割合につきまして、本年 10 月より年収 200 万円以上の方などを対象に 2 割負担とされることが実施をされる予定となっております。

現在、被保険者の皆様に、こうした制度の変更点について保険証の郵送などに合わせて周知や説明を行っているところでございます。

本日、定例会においてお諮りをする案件につきまして、予算案件が 2 件、決算案件が 2 件、岡山県総合事務組合規約の変更に係る案件が 1 件、人事案件が 1 件でございます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさ

つとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

報 告

○議長（山本 育子君）

この際、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく、令和 3 年 12 月分から令和 4 年 5 月分までの例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

日程第 1 議席の指定について

○議長（山本 育子君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、新たに当選されました、津本辰己議員の議席を 3 番に、近藤隆則議員の議席を 10 番に、友實武則議員の議席を 14 番に、山本雅則議員の議席を 15 番に指定いたします。

議席一覧表

1	難 波 武 志	1 0	近 藤 隆 則
2	舩 越 健 一	1 1	大 舌 勲
3	津 本 辰 己	1 2	片 岡 聡 一
4	田 辺 牧 美	1 3	小 倉 博 俊
5	岡 親 佐	1 4	友 實 武 則
6	山 本 育 子	1 5	山 本 雅 則
7	羽 場 頼三郎	1 6	水 嶋 淳 治
8	原 章 倫	1 7	和 氣 健
9	青 木 秀 樹	1 8	小 林 嘉 文

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 育子君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、1 番、難波議員、3 番、津本議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（山本 育子君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 育子君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 議長の辞職許可について

○議長（山本 育子君）

日程第4、「議長の辞職許可について」となります。
船越副議長と代わりますので、少々お待ちください。

〔議長 山本育子君 退席、副議長 船越健一君 議長席に着席〕

○副議長（船越 健一君）

日程第4、「議長の辞職許可について」を議題といたします。
山本育子議員は地方自治法第117条の規定により退席をされました。
お諮りいたします。

山本育子議員の議長辞職願を許可することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船越 健一君）

御異議なしと認めます。よって、山本育子議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山本育子議員の退席を解きます。

〔6番 山本 育子君 着席〕

○副議長（船越 健一君）

議長職が欠員となったため、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思えます。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船越 健一君）

御異議なしと認めます。よって、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について」を日程に追加し、議長選挙を行うことに決定いたしました。

したがって、日程第5を第6とし、以下順次繰り下げます。

日程第5 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について

○副議長（船越 健一君）

日程第5、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長選挙について」を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船越 健一君）

御異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
次に、お諮りいたします。

指名の方法については、私より指名することにしたいと思いません。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船越 健一君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の私より指名することに決定いたしました。
議長に岡山市議会議長会会長である和氣議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました和氣健議員を議長の当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（船越 健一君）

御異議なしと認めます。よって、和氣健議員が議長に当選されました。

和氣健議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。

席を移動する間、そのままお待ちください。

〔副議長 船越健一君 自席へ、議長 和氣健君 議長席に着席〕

○議長（和氣 健君）

議事に入る前に、一言ごあいさつをさせていただきたいと思いません。

ただいま議長に就任をさせていただきました、岡山市議会議員の和氣健でございます。

後期高齢者医療広域連合におきましては、団塊の世代の後期高齢者への年齢到達による被保険者数の増加や一部の方の医療費の自己負担割合の変更など、後期高齢者医療制度をめぐる課題が山積する中ではありますが、引き続き議会のチェック機能を果たしてまいりたいと存じます。

円滑な議会運営への議員各位の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のごあいさつと代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

日程第6 一般質問

○議長（和氣 健君）

日程第6、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可したいと思います。

10番、近藤議員。

○10番（近藤 隆則君）（登壇）

10番の近藤隆則でございます。

議会質問というのは初めてのことでございますので、意を得ない質問になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思っております。

岡山県後期高齢者医療広域連合の業務運営について、広域連合と同様の業務を行っている国保連合会のノウハウを利用し、連携を強化することなどにより、業務の効率化、組織の合理化を進めることについて、いかに考えていくのかを質問させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

人生100年時代を迎え、またこれからそうなるであろうということではありますが、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施が始まっているところでありますし、また先ほど連合長のごあいさつにもありましたが、窓口負担の2割負担区分の導入など、後期高齢者医療を取り巻く環境は大きく変わりつつあるところであります。そのように日々多様化する後期高齢者医療の安定運営に御尽力をいただいていることにつきまして、この場をお借りしまして心から敬意を表する次第でございます。

さて、現在、広域連合で業務を行っている職員についてですが、各市町村からの出向職員及び会計年度任用職員として採用された職員などが業務に当たっておられると理解しております。過去の定例会において他の議員さんが御質問されていたものと少し重複する部分もあるかも分かりませんが、私からは市町村の立場として、厳しい財政状況や限られた人材の派遣について少しでも負担が軽くなるよう、現在、広域連合で行っている業務について今後より一層効率化を目指すべきではないかと考えております。

高齢者医療制度と国民健康保険制度においては、被保険者の年齢階層さえ違うものの、医療保険における業務内容については非常に似通った業務を行っているのは御承知のとおりであります。例えば、医療機関等からのレセプト請求や、その請求内容についての審査、審査結果に基づく医療機関等への支払い業務などについて、国保も後期高齢者も国保連合会において行われているわけであります。また、審査支払い業務に関連した他の業務についても、国保連合会において事務処理を行っているものがあると思っております。制度が異なっているということは重々承知の上ではありますが、個人情報管理、またシステムの利用の権限等の問題、そういったものもありますが、広域連合で行っている業務を完全に国保連合会に移管するという事は、なかなか難しいんだと思っております。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、各市町村の厳しい財政事情を鑑みながら、現在、広域連合職員が行っている業務の一部でも国保連合会へ委託することができれば、国保連合会が持っているノウハウを活用し、業務の効率化並びに組織の合理化を進めることができ、各市町村から派遣する職員数の削減につながり、市町村が負担している負担金等の減

額にもつながってくるのではないかと考えております。現実的には解決をしなければならぬ問題は多々出てくるとは思いますが、業務の移管とまでは申しません。今後より一層、国保連合会との連携を進めていくようなお考えはありませんでしょうか。ぜひ連合長のお考えをお聞きしたいと思っております。（降壇）

○議長（和氣 健君）

答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）（登壇）

それでは、近藤議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の趣旨といたしましては、後期高齢者医療広域連合と国保連合会との連携強化ということをもっと進めることはできないだろうかという御質問をいただいたと思っております。その根底といたしましては、後期高齢者医療広域連合の事務を少しでも負担を減らすということ、それが各自治体の負担の軽減にもつながるといふ御趣旨だったというふうを受け止めております。

当後期高齢者医療広域連合につきましては、まずは後期高齢者医療制度発足以来、この制度上、都道府県ごとに設置をされ、そして広域計画に基づき、県内の市町村と連携をしながら運営をしてきているところでございます。

また、先ほどお話の中でもございましたけれども、当広域連合の職員構成といたしましては、県内の自治体からの派遣をいただいた職員により成り立っているところでございまして、その異動のスパンにつきましても2年から3年など比較的短いものであり、その性質上、広域連合内に業務のノウハウの長期的な蓄積がなされにくいということでもありますとか、小規模な自治体から職員派遣が負担になっているといった課題も聞いているところでございます。

このようなこともありまして、発足当時より国保連合会から職員の派遣を受け入れ、そして御尽力を賜っておりまして、現在は3名の方に増員をいただいて今日に至っているところで、大変お世話になっていることは論をまたないわけでございます。そしてさらに、先ほどのお話でもございましたが、医療給付費の算定、審査支払い業務、レセプト点検など、多くの業務を国保連合会の御協力をいただきながら実施をしているところであります。

広域連合といたしましては、今後、団塊の世代の後期高齢者への移行など被保険者数の著しい増加が見込まれ、また健康寿命の延伸、介護予防との連携など保険者としての役割が増大をしていくというふうを考えております。それゆえ今申し上げたような業務が増えていく中で、全体として各自治体から派遣をしていただいている職員の減少や、また各市町村負担金が減額をするところまで結びつくかどうかについては、まだ分からない状況ではあるかというふうに思っておりますが、今後とも住民の皆様へのサービスをより一層向上をしていくためには、関係機関、とりわけ国保連合会との間での連携強化は大変重要であるというふうに考えております。

これまでは主に医療費給付の分野について主な連携を図ってお願いをしてきているところでございますが、この連携またその他の部分につきまして、どのような連携をすることができて、そしてそれがどういうふうな効果が上がっていくかということ、少しでも各自治体の負担が少なくなるような観点で、ぜひとも後期高齢者医療広域連合としては、さ

らなる連携について国保連合会との間での検討を行っていきたいというふうに連合長としては思っているところがございます。日頃からよく連携を取っておりますけれども、今後事務レベルでさらなる連携の可能性についてしっかり取り組んでいくように早速事務方のほうに指示をしまいたいと考えております。

以上でございます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

10番、近藤議員。

○10番（近藤 隆則君）

御答弁ありがとうございました。伊東連合長の広域連合に対するお考えをお聞きすることができましたので、大変参考になりました。ありがとうございました。その上でもう少しといいますか、繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、確認をさせていただきたいと思っております。

先ほどもお話がありましたが、広域連合で現在外部への委託等を行っている業務というのは多々あるわけですが、その中で国保連合会へ委託を行ったとしても、単に委託先が変わるということだけで連合会の人員削減または効率化にはつながらない可能性もあるわけでありまして。しかし、現在かかっている経費を超えることなく国保連への委託ができるといった場合には、その辺のしっかりとした理由も必要になると思いますし、また制度がいろいろ関わるかもしれないので、そういったものであれば、これは中央、国の主導による改革も必要になるかもしれません。

といいますのが、平成20年4月に現在の後期高齢者医療制度が開始をいたしたところですが、それまでは老人保健制度として国保と一体的に運営がなされていたというのが事実でございます。後期高齢が創設されて13年がたったところではありますが、国保連合会が持っているノウハウや仕組みというのは効率化を図る上では積極的に利用すべきだと私は思っております。

特に今、連合長がサービスの向上のためには国保との連携が大切であるという趣旨の御発言をされたところがございますので、ぜひお願いしたいというところが保健事業なんです。これは令和2年2月の定例会において羽場議員の質問に対しての執行部側の答弁であります。厚労省開催のセミナーであるとか国保連のKDBシステム操作研修等への参加、そして今後は国保連と共催で高齢者の保健事業セミナー等を開催するなど、事業への理解を進めていきたいというふうな発言があったわけですが、その後どのようになっているかということも含めまして、県内全域が対象なんですね、どちらも。ということは、国保連合会と位置づけは同じであるというふうに理解をしております。

国保のKDBシステム、データベースのシステムであります。この取り組みというのは国からも要望が上がってきておりますし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において既に連携をして市町村支援を行っているところでもあると聞いております。国保連合会というのは単に民間法人ではありませんので、公法人であります。当然そこには利益を求めないということにもなっておりますので、こうしたことから国保連合会が広域連合との業務を受託するということは、広域連合にとっても、またそのバックにある市町村にとっても、また被保険者の皆さんにとってもメリットが及んでくるのではないかと考えております。

すぐに取りかかれるかどうかといったものもあるとは思いますが、広域連合と国保連、そしてまた将来的には岡山県のそうした保健事業体制というものをどうするのかということ念頭に置いて、ぜひ積極的な御検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（和氣 健君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）

事務局長でございます。

先ほどの御質問でございますが、まずKDBに関してでございます。

令和2年度から開始された高齢者の保健事業と市町村の介護予防等の一体的実施に資する国保データベース、いわゆるKDBシステムの活用については、KDBシステムのデータに基づき、前年度のレセプトデータ等から医療・介護・健診データがない者を健康状態不明者リストとして、令和元年度から市町村へ提供を開始してございます。したがって、KDBの操作研修等への参加をさせていただいているところでございます。

このリストを活用いたしまして、令和2年度からは一体的実施のハイリスクアプローチ事業を開始した市町村がありまして、国保連合会との連携は既に始まりつつあると考えてございます。それから、事業セミナーにつきましても、共同で開催をさせていただいているところでございます。今後さらなる保健事業分野での連携の可能性につきましても、連合長からも答弁がございましたところでありまして、今後、国保連合会と詰めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（和氣 健君）

10番、近藤議員。

○10番（近藤 隆則君）

ありがとうございます。特に保健事業はもう長年のノウハウもあつたりしますし、広域連合の職員の皆さん方も本当に一生懸命やっておりますが、人的な限りもあると思います。そこら辺は一緒になってやっていったほうがより効果的ですし、市町村ひいては高齢者の皆様方にとって同じ内容になってくると思いますので、ぜひ積極的に御検討いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（和氣 健君）

次に、7番、羽場議員。

○7番（羽場 頼三郎君）（登壇）

7番の岡山市議会から出ております羽場でございます。

今日は今お聞きをしておりましたら、高梁市の近藤議員、本当にいい質問をされたなと思います。そういった今回の質問のように現場にいらっしゃる方の意見というのは本当に大切に、そうした意味ではこの議会というのはいろんな市町村や市町村の各首長さん、そしてまた議員の皆さんも出ていらっしゃるって、そうした各方面から立体的な議論ができるということが大きなメリットだと思っております。そういう意味では先ほど議長からも議会の役割をチェックする役割など十分に果たしていきたいというふうなお話がございます。

した。

御存じのように、この議会も 18 人という限られた人数でございますので、議長もその役を担っていいというふうに以前に決めておりますので、ぜひそういう意味でも、また機会があれば議長のほうからも質問をしていただきたいと思いますと思います。本当に今日の近藤議員の質問はよかったと思います。ぜひこれからも続けてお願いをしたいと思います。もう私、今まで、ついこれまでは市長さんや町長さんなどの、村長さんも含めてですが、そういう質問がないのが残念だということを申し上げていたんですが、もうこれを機会にこういうことは言わなくていいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、私のほうの質問に入らせていただきたいと思います。もう私もこの後期広域連合の行く末については大変心配をいたしております、どういうふうになれば本当に持続可能な制度になっていくのか。この制度を受けるのは私も間もなくだと思いますが、皆さん方もいずれこの制度に関わりを持たれるということだと思いますので、その間いい組織にしていくように努力をしていかなくちやいけないんじゃないかなと思っているところです。

まず、今回は昨年度の決算について考えてみたいと思います。

決算というのは言うまでもありませんけれども、当連合がどういうことをできたのか、何をなし得たのか、まだできないところがあったのかというようなことを数字で表したものと見えると思います。このチェックというのが、まさに議会の必要な仕事と考えているところですが、一般会計が 7,751 万円余り、特別会計が 2,873 億 3,271 万円余りでございますので、合計で 2,874 億 1,022 万円という大変大きな予算の規模です。ざっと言えば、倉敷市の一般会計の規模に匹敵をするぐらいでございますので、本当にこの大きなお金を動かしていく連合としては、今後、特にですが、大きな組織を動かすという意味で今回、伊東連合長が先ほどもおっしゃっていたように非常に前向きなことになってきているので、これはもう本当にいいことだと思います。

そういう意味で決算についてチェックをさせていただこうと思いますが、私、数字にはあまり強いほうじゃございませんので、そのチェックの中でここだけは気になるなというところを取り上げさせていただいて、細かいところは職員の方にもお聞きしたりすることができますので、それはいいんですが、御存じのように私のところに来ておりますが、監査の意見書というのが出ておりますから、この意見書の中から幾つか取り上げさせていただこうと思います。

この意見書によりますと保険料の収納率は現年分と滞納繰越分を合わせて 99.23%となり、1 億 6,159 万円の収入未済を生じている。また、不納欠損額が 2,345 万円あり、これらは被保険者の不公平感を生み出す要因であるから、収納対策実施計画に基づいて市町村との連携を図りながら積極的かつ効果的な対策が要望されると。こういうふうに言われているわけですが、この指摘はもっともかと思いますが、ただこの指摘を受けて具体的にこの積極的かつ効率的な対策というのを取っていかれるのかと。ここが一番問題だと思いますので、連合としてのお考えをお聞きをしたいと思います。

そしてまた、収入未済額が 606 万 2,422 円生じていることについては、早期解消を求められております。この具体的な方法、これをじゃあどうやって解消するのかということで、ここをお尋ねしておきたいと思います。

そして、保健事業のほうの状況がまとめられておりますが、この中の健康診査の受診状況をどのように受け止められているのか、ぜひお聞きをしたいと思います。特に受診率が13.23%に関しては、現状そうなんです、それでこれでよしとするのか、それともまだまだだと思われているのか。全国と比較しても、これで私は満足できる状態じゃないんじゃないかと思いますが、この辺につきまして連合のお考えはどうでしょうか。

参考資料として各市町村の健診受診率が上げられております。これをどのように分析しておられるのかということをお聞きしたいと思います。高いところで浅口市の30.8%、それからその次が美咲町の25.35%、和気町の24.77%、瀬戸内市が23.70%、真庭市が23.66%、里庄町が23.56%、鏡野町が21.80と。この20%以上のところが僅か7市町村しかないわけですね。ちなみに岡山市は12.44%で、これもあまり高くはないと思います。これにつきましては、私は私で岡山市議会の中でこの問題を取り上げているところですが、それぞれがこの受診率が低いということについては、ぜひ皆さんにお力を出していただきたいなと思っているところです。

じゃあ、先ほどもおっしゃられたような2025年には団塊の世代、私もその一人なんです、被保険者になっていきます。それで非常に危機的な状況を、今でもそうなんですけど、迎つつあるということなんで、これを回避するには、つまり病気にならない前に何とかするというのがこれがもう大原則なんです。その意味では健康診断をいかに増やすかということは大変大きな事業としてやらなくちゃいけないことじゃないかと思っておりますので、このときまでに何%ぐらいに目標として考えていらっしゃるのか。それをお聞きをしたいと思っております。

私が実は個人的な調査と言ったら大げさなんです、受診率が高いところにお聞きをしたら、ある町ではとにかく受診にポイント制を取っているとか、とにかく隣近所で声を掛け合うという、そういうまちづくりをしているとか、それから健康づくりを市の最重要政策の一つにしているとか、そういった工夫があるんだということをお聞きをいたしました。私の個人的なあれじゃいけませんので、連合として、こうした聞き取り調査をもっと速やかにやって、どういうことがあれば受診率が向上するのかというあたりをぜひ調べていただきたいと思っているわけですが、それについて何かお考えはございますでしょうか。

これに関連して、先ほど申し上げましたように岡山市が12.44ですから、これはあまりにも低いんじゃないかと思ったんで岡山市の状況を資料によって調べさせていただきましたら、岡山市の中でも地域によっては、まあまあのところもあれば、かなり低いところもあるんですね。受診率を上げるには、そのかなり低いところ、ボトムアップをする必要があるんじゃないかなと。そういう一番低いところとかというところが、なぜそんなことになっているのかというのがありますから、それを解消するに当たっては、ひとつ電話で受診勧告をしたらどうかという提案をさせていただきました。

これはなかなか効果が出ていなかったんで、この質問の締切りまでには間に合わなかったんですが、そののちお聞きをしたら、当局の方にお聞きをしたら、意外と効果が上がっていると。電話がもちろん出られない方は別なんです、電話に出た方の56%、60%に近い方が、56%以上というのは細かい数字なんですけど、でも全体として60%近い方が受診されたということで、やるだけのことのやる意味が非常にあったんじゃないかと

考えているというふうに言われております。これはぜひ参考にもうしてもらいたいと思っ
ているんですが、そういうことを参考にされるお考えがあるのかどうかお聞きをしたいと
思います。

それから、先ほども申し上げましたが、被保険者数の増加などで医療費の増加がもうは
っきり見込まれるわけですね。そうすると連合の運営がさらに厳しくなるということも指
摘をされております。これはもう皆さんがおっしゃるので、もうまさにそのとおりなん
ですが、これらに対する抑制策について、これはもう個人で対応するというものじゃなくて、
県内各地の市町村の俊英が集まっている、この連合もその大きな役割を果たさなくちゃ
いけない。その連合の特性を生かして、これを乗り切る。そのための行動を取るべきだろ
うと思います。そういう意味で、先ほど近藤議員のほうから大変いい提案がありましたん
で、あれもそのことも大変大きな武器になるかと思えます。私のほうからは、これをまず
連合の職員の能力向上とか意識改革の予定とか実践があれば、お聞かせをいただきたい
と思えます。

そしてさらに、ここにもありますが、主要な施策に関する報告書というのが出ています。
これですね。これも非常に大切なことで、どういうことをやっているかということがある
わけですから、これについて少しお聞きをしておきたいと思えます。

まず、保健事業及び医療費適正化の推進というふうに掲げてあるわけですが、そのため
の施策について順次お聞きをしていきたいと思えます。

高齢者の健康寿命を延ばすためには、どのような事業が必要だとお考えでしょうか。い
ろいろあると思えますけどね。

医療費通知については費用対効果はどういうふうに捉えられるかもお聞きをしておきま
すが、この費用対効果というのが我々の組織については特に必要なことではないかと思
います。先ほどの近藤議員のお話にもありましたように、市町村の負担が増えてしまう、そ
れはもう本当に大変なことになりますので、連合は連合の中で一生懸命努力をするし、そ
の努力の中にはそうした市町村の方々のお力も借りるということが当然含まれているわけ
ですから、これらにつきまして常に費用対効果を頭に入れて進めていくということが必要
だろうと思えます。どういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。

特に私はこれは以前からお聞きをしている話なんです、ジェネリック医薬品の利用促
進のこれは費用対効果がどうなっているのか。実際に上がっているのかどうか。その辺、
もし具体的なところが分かればお示しを願いたいと思えます。

そして、健康診査という、これを事業として捉えれば、これは病気の早期発見や早期治
療につながりますので、もう費用の抑制に直結する、私は当連合の重要施策だと思えます。
この事業については特に各市町村にお願いしているというふうなことが実態でございます
ので、それはどういう形かという、各市町村に対する補助金の形でお願いしている。こ
の補助については今後どのように展開をされるおつもりなんですか。これをお聞きし
ておきたいと思えます。

そして、効果を上げるための指導とか助言とかという体制はできているんでしょうか。
ここに専門的な職員の配置がされることが私は必要だと思っておりますので、そうした意
味では以前に申し上げたプロパーの職員の採用というのは、これは提案を取り上げていた
だいて、現にこの職員さんが大変いい仕事をされているんじゃないかともお聞きをしてい

るわけですが、この辺のこのぐらいのあたりの実情をお聞かせ願いたいと思います。

そして、こうしたここに今先ほど申し上げたような効果が上がるための指導や助言の体制について、そうした専門的な職員の配置はどういうふうにも有効性を発揮しているのかお聞きをしておきたいと思います。

そして、こうしたプロパーの職員の採用というのは今後も続けられるのか。そういうことによって効果が上がるということであれば、さらにこの職員の採用ということも進めるべきじゃないかと思えます。プロパーの職員の採用について今後についてのお考えをお示しを願いたいと思います。簡単に言えば、増員をされる予定があるのかどうか。どういう仕事をまたお願いしていくのかどうかと。そこの辺のところをぜひお聞かせを願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

(降壇)

○議長(和氣 健君)

答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長(伊東 香織君)(登壇)

それでは、羽場頼三郎議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

今御質問いただきました、いずれの御質問も大変重要な観点であるというふうに考えております。そういった中で、私のほうからは今後の高齢者の方の健康長寿社会を見据えた上での施策についての部分について答弁をさせていただきたいと思えます。

特に高齢者の方の健康寿命を延ばしていくためには、全世代期間での健康づくりというのが大変重要であるというふうに考えております。これはもちろん後期高齢期のみならず、全世代期間でのという意味でありまして、こういった観点から県や市町村との連携というのは我々としては大変重要であると考えております。現在、県や市町村で作成をしております健康づくりプラン、またデータヘルス計画と当広域連合のデータヘルス計画を相乗的に、そして有機的に効果が発揮をできるように推進をするということが全体として大変大切であると考えているところであります。

現在、広域連合では令和5年度を終期といたします第2期のデータヘルス計画に基づきまして、広域連合と市町村が連携をして、後期高齢者の保健事業につきまして、市町村において、国民健康保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施をする「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を重点事業として認識をしているところでございまして、全市町村に着実に取り組みをしていただきますように連携強化や支援を実施をしているところであります。

こういった観点のところにより力を入れていきたいという部分でありますとか、そしてまたこれはジェネリックの御質問もいただきまして、具体的な費用対効果のことなどの御質問もいただきました。この制度がしっかりと成り立っていくためにも、この医療費の特に後期高齢者の方が医療にかかる機会が多いわけですので、医療費が適正なものになって運営がしっかりしていけるということが大事でございまして。

そういった観点でのジェネリック医薬品の利用促進を広域連合としても進めているところでございまして、例えば令和3年度でございまして、一月当たり130円以上の差額の効

果が見込まれる被保険者の方、1万9,750人にジェネリック医薬品の差額通知事業を実施をいたしまして、レセプト情報でその効果を検証いたしましたところ、通知後に1か月の削減効果という点で見ますと約190万円の削減効果が出ていたという状況もございました。この事業につきましては、今年度もぜひ実施をしていきたいというふうに考えておりました、8月末に通知を送りましたしまして、またこの費用対効果、効果の検証もしていきたいというふうに思っております。

ジェネリック医薬品の活用ということは一つの大きな項目でございますので、そういう点なども有効に活用しながら、広域連合の事業がしっかり前に進んでいくように、そしてそれが高齢者の方、ひいては各世代の方の健康長寿、健康寿命が延びていくように、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

その他の質問は事務局より御答弁いたします。（降壇）

○議長（和氣 健君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）（登壇）

事務局長でございます。

まず、2021年度決算について、監査委員による審査意見書に関するお尋ねでございます。

積極的かつ効果的な収納対策についてでございますが、後期高齢者医療保険料の収納事務は、広域計画により市町村が担っており、市町村では文書や電話による催告や岡山県市町村税整理組合への徴収委託を行うほか、財産がありながら納付しない悪質な滞納者に対しては、財産調査の上、差押えなど徹底した納付勧奨を行っていると考えております。

広域連合としましては、令和元年度から毎年10市町村程度を訪問し、滞納整理に向けた取組状況や先進的な事例等を聞き取り、他市町村へ情報提供を行っております。今後も引き続き収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、収入未済額606万円余の大半は、被保険者の窓口負担割合が遡及して変更となった際に、本来被保険者が負担すべきであった一部負担金を広域連合が医療機関に立て替えて支払った返納金であります。

広域連合からは未納者に対し毎月督促状を送り、なお納付がない場合には年2回催告状を送り、納付を促しております。今後も被保険者に対し納付を促し、収入未済額の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健事業状況のうち、健康診査受診率13.23%、それから5年後の目標についてのお尋ねでございます。

令和4年2月定例会で御報告申し上げたとおり、健康診査受診率の算定方法につきましては、国等による明確な定義づけがないことから、全国の広域連合、県内の市町村において、受診対象者を被保険者全員としている場合や施設入所者や生活習慣病の方を対象者から除外し算定している場合など、様々な算定方法で受診率が算定されているのが実態となっております。したがって、自治体ごとの数値による正確な比較は難しいといった状況でございます。しかしながら、傾向としては現在の受診率は他県と比べると著しく低いと認識をしております。

このため、昨年度第2期データヘルス計画の中間評価を行い、健康診査事業は事業を継続し、新たな受診率の算定方法に定義を設けるとともに、2023年度、令和5年度の目標を

25.0%としたところです。

なお、5年後の目標値につきましては、まずは令和5年度の目標をクリアするとともに、その上で改めてあらゆる角度から現在の実施方式、算定方式を見直すなど、新たに策定する第3期データヘルス計画の議論をする中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2021年度決算のうち、各市町村の有効な実例を聞き取り調査すべきでは等の質問でございます。

市町村の保健事業の取り組みについては、保健事業・医療費適正化推進室において、市町村訪問などの機会を捉え、聞き取りなどの把握に努めているところです。

なお、御提案の電話による健診受診の勧奨について、被保険者の電話番号等の情報を保有していないため、広域連合においては、令和3年度より過去3年間に医療・介護・健診を受診していない健康状態不明者1,693人に対し、健診の受診勧奨通知を実施し、その後272人の方が健診や医療機関を受診していることを確認しております。令和4年度においても、引き続きこの勧奨通知を実施する予定としておりますが、健診受診の勧奨方法につきましては、市町村と連携を図りながら、より効果的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

職員の能力向上や意識改革の実践についてのお尋ねにお答えします。

県内市町から当広域連合に新たに派遣された職員に対しては、毎年KDBシステムやレセプトチェックなど国保連が主催する研修への参加のほか、債権管理やクレーム対応など専門的知識を身につけるために市町村振興センターが主催する各種研修にも積極的に参加させているところです。

さらには、厚生労働省が行う後期高齢者システムの操作研修への参加や、年2回行われる中四国ブロック会議などへの参加など、県外の広域連合職員との交流機会にも恵まれています。

このほか、オリエンテーションや幹部会議等の場を通じて、2年目以降の職員を中心に、広域連合の業務全体を俯瞰する中でそれぞれの業務の位置づけや今後の将来像を考えるようになどの話を盛り込み、サステイナブルな後期高齢者医療制度に自ら考え実践する職場風土の醸成に努めているところです。

今後とも、常に鳥の目、魚の目、虫の目で担当業務を見つめながら日々励むよう助言・指導してまいりたいと考えております。

最後に、主要な施策の成果に関する報告書から連合長答弁以外の御質問に一括してお答えいたします。

医療費通知は被保険者の方が医療費が正しく請求されているかをチェックするためのものであり、費用対効果については算出してございません。

次に、市町村に自己負担額を除いた、ほぼ全額の健診費用の助成をしている健診の補助事業につきましては、受診率向上に積極的に取り組んでいる市町村へは補助額を増額するなどのインセンティブを設ける予定であり、現在、制度設計を急いでいるところでございます。

健康診査等の保健事業を実施するに当たっては、当広域連合では保健知見や医療事務などの専門的知識が必要であると考え、現在、保健師2名を会計年度任用職員として採用しております。今後の採用につきましては、重点的に取り組んでいく分野に応じて、精通し

た職員が必要であれば、全体的なバランスを考慮する中で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

7番、羽場議員。

○7番（羽場 頼三郎君）

どうもありがとうございました。かなり物事の進展が見られたんじゃないかという気がいたしております。

1つだけ要望になるかと思いますが、先ほど主要な施策の成果に関する報告書について少し申し上げたんですが、ここが先ほど申し上げましたように、我が連合がどういう事業ができたのかとかということの要になるところですから、ここをなるべく充実させたものにぜひしていただきたいと思います、今後のためにも。そういうことをぜひお考えに入れていただきたいと思いますので、これは要望になるかな、もしお答えができればお願いしたいと思います。

○議長（和氣 健君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）

事務局長でございます。

御指摘がありましたように、丁寧に分かりやすくということ表現してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（和氣 健君）

次に、4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）（登壇）

議席番号4番、田辺牧美と申します。

4項目、質問いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

1項目め、マイナンバーカード取得勧奨についての文書発送について5点お尋ねをいたします。

1点目、今年3月に昨年10月末時点でマイナンバーカードを取得していない75歳以上の方に後期高齢者広域連合からマイナンバーカード取得をお勧めする文書と申請書が郵送されました。マイナンバーカードの発行の担当は総務省関係になりますけれども、なぜ後期高齢者医療広域連合が取得のお勧めをするのか、その理由は何でしょうか、お尋ねをいたします。

2点目、岡山県後期高齢者医療広域連合はマイナンバーカードを誰が取得しているのか、取得していないのかの情報はずもともと持っていないはずですが、どのような方法で発送対象者リストを入手したのか、お尋ねをいたします。

3点目、市町村ではDV被害者などは郵送しないようにリストを作成しているというふうに聞いています。今回の発送に当たって、後期高齢者医療広域連合では、このような機微に触れるような内容はどのようなリストとして保管されているのか、お尋ねをいたしま

す。

4点目、今回、後期高齢者医療広域連合には通常業務には必要のないと思われるマイナンバーカード未取得者リストが作成されたわけですがけれども、もし被保険者から自分のデータをリストから削除してほしいと申し出があった場合、削除してもらうことができるのでしょうか、お尋ねをいたします。

5点目、今後、岡山県後期高齢者医療広域連合は、地方公共団体の住民基本台帳の情報やマイナンバーカードに係る情報を取り扱っている地方公共団体情報システム機構、略称J-LISとシステム連携する予定はあるのでしょうか、ないのでしょうか。もしそういった予定があるとすれば、どんどん個人情報ひもづけされていくのではないかと大変危惧をいたしますので、お尋ねをいたします。

それでは、2項目め、マイナ保険証についての認識についてお尋ねをいたします。

政府は今年6月7日閣議決定した経済財政運営の指針、骨太方針に健康保険証をマイナンバーカードに一体化させるマイナ保険証の利用を促し、マイナンバーカードを利用できるシステムを原則義務化し、現行の保険証の原則廃止を目指す報道されました。そこでお尋ねをいたします。

1点目、マイナ保険証での資格確認は毎回受付で顔認証か暗証番号を入力しなければならず、代理入力もできません。受付で混乱が予想されますけれども、これについてはどう認識しておられるのでしょうか。

2点目、マイナ保険証を常に持ち歩いた場合、紛失したり置き忘れのリスクが特に高齢者にはあるというふうに考えますけれども、その点についてはどのように認識しておられるのでしょうか。

3点目、マイナ保険証は医療機関にとっても高齢の被保険者にとっても大変使い勝手の悪い制度です。義務化をしないように国に意見を上げていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

3項目め、マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。岡山県後期高齢者広域連合では、資格証と書いておりますけど、保険証の意味で使わせていただいております。保険証の発行を法律に基づいて今後も継続することを求めますけれども、いかがでしょうか。

それでは4項目め、10月から実施予定の自己負担2割を早期に元に戻すことを求めて質問をいたします。

今年10月より一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担が2割になります。当面3年間は1か月の負担増を3,000円までに抑えるという措置が取られますけれども、今長引く不況、円安、ロシアのウクライナ侵略などの影響で、物価が大変上昇しております。多くの高齢者が年金のみで生活をしており、物価上昇の影響をまともに受けています。また、高齢者の医療費を家族が支えている場合もあり、現役世代に負担がかかります。

2割負担導入の理由に、現役世代の保険料の軽減というのがよく強調されますけれども、もともと負担軽減されるのは国庫負担です。現役世代の負担軽減は1人1か月当たり約30円程度です。実は現役世代の軽減と言っておきながら国庫負担を軽減をする。そして、その一方で年金生活者の高齢者の医療負担を増やすという、弱者に負担を強いるという政策そのものではないかというふうに考えるところです。自己負担2割を早期に元に戻すよう国に求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問させていただきますので、どうぞ御答弁よろしくお願いをいたします。

以上です。よろしくお願いをいたします。（降壇）

○議長（和氣 健君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）（登壇）

それでは、田辺議員さんのマイナンバーカード取得勸奨文書の発送について一括してお答えします。

国はマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用を踏まえ取得の促進を進めており、厚生労働省、総務省、デジタル庁の連名で、全国の後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者のうちマイナンバーカードを取得されていない方に交付申請書等を送るよう依頼があったため、送付したものでございます。

未取得者リストの取得は、国の事務処理手順に基づき、地方公共団体情報システム機構、J-LISが発送対象者リストを市町村へ送り、構成市町村が住所などの確定を行ったのち、作成されたデータが後期高齢者医療広域連合へ送られてきたものでございます。その後、当広域連合において被保険者情報と突合し、突合された方へ交付申請書等を送付しております。

次に、広域連合の保有リストですが、DV被害者などへ送付されない配慮はしております。広域連合に保管していたリストとしては、市町村から送られてきたデータと突合リスト、未突合リストとなります。

なお、現在、未取得者が誰であるかなどのデータは広域連合には存在せず、突合リストなども残っておりません。

また、J-LISとシステム連携をする予定は今のところございません。

次に、マイナ保険証についての認識についてでございます。

マイナ保険証での資格確認は、受付時に患者自らがマイナンバーカードを窓口に設置されたカードリーダーに置くことで本人確認を行いますが、顔認証、暗証番号での確認のほか、窓口職員の目視による確認も可能とされているため、受付での混乱はないものと思われれます。

また、御指摘のとおり、若年層に比べ高齢者は紛失や置忘れのリスクが高いとの認識ですが、マイナンバーカードそのものには税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っておらず、仮にマイナンバーを知られても、個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れることはなく、またキャッシュカード等と同様に紛失時には24時間365日体制で一時利用停止を受け付けているため、安全性も確保されていると認識しております。

なお、閣議決定された骨太の方針によると、「2024年度中をめどに保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す」とされていますが、「加入者からの申請があれば保険証は交付される」ともされているため、必要に応じて申請をいただければ交付できるものと考えております。

このため、マイナ保険証の義務化に関する要望についてですが、先ほども申し上げたとおり、骨太の方針では「原則目指す」と表現されているため、現段階で独自に対応するの

ではなく、今後詳細が明らかになる中で他の広域連合とも情報交換・意見交換をしていき、判断してまいりたいと考えております。

最後に、自己負担2割を早期に戻すことについてでございます。

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、円安や物価高などで、高齢者も含め、全ての世代の方に、生活、雇用、労働・産業など、あらゆる分野に先行きの不透明な影響が及んでいると認識しております。

しかしながら、少子・高齢化が進展し、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始めている中で、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくことは待ったなしの状況であります。そのためには、負担能力のある方に御負担いただくという考えの下、国において相当な時間をかけて国会審議を経て改正されたものであり、施行直前の現段階で見直しを働きかけることは考えてございません。

以上でございます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）

御答弁ありがとうございました。1点、再質問をさせていただきたいと思っております。

マイナンバーカード取得をお勧めする通知を所轄の市町村の市民局などが出すのは理解できるのですが、先ほどと重複しますが、あえて75歳以上の高齢者をターゲットとして案内を出すというのはなぜなのか、合理的理由が見当たりません。現に案内をもらった方は、これをどうしたらいいのかということで大変困惑されておられた方もありました。高齢者の実態をよく知っている後期高齢者医療広域連合では、国からの依頼を何でもすんなり受け入れるというのではいけないというふうに思います。今回、国からの依頼をすんなり受け入れられたのでしょうか。何か検討はされたのでしょうか。その点、再質問させていただきたいと思っております。

○議長（和氣 健君）

当局の答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）

事務局長でございます。

要するに75歳を境に切り離して、そうするということにつきまして、当広域連合としても大変問題意識というか、その辺の理由が納得できませんでしたので、ブロック会議それから全国協議会を通じて厚生労働省等々と話をした経過はございます。最終的にはこういう形になったのですが、我々としては、そのまま、はい、分かりましたという形で応じたものではございません。

以上でございます。

○議長（和氣 健君）

4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）

御答弁ありがとうございました。やはり後期高齢者医療広域連合は高齢者の命と健康に関する保険者としての政策判断が求められるというふうに思いますので、その立場で今後

も運営いただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（和氣 健君）

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第7 承第1号議案

○議長（和氣 健君）

日程第7、承第1号議案「専決処分の承認について（令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を上程し、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）（登壇）

ただいま上程をいただきました承第1号議案「専決処分の承認について」でございますが、「令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、4億6,666万1,000円を増額し、2,873億3,312万4,000円とするものでありまして、令和3年度の補助金清算に向け、基金積立金を増額したこと等によるものでございまして、令和4年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

詳細につきまして事務局から補足の説明を行いますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）（登壇）

それでは、承第1号議案の補足説明をいたします。

予算書の8ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、第1款市町村支出金は、市町村で徴収する被保険者からの保険料等であります。保険料等負担金を最終的な見込みに基づき、977万円減額するものでございます。

第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で療養給付費等負担金が24億986万円余の増額、第2項国庫補助金は9ページにまたがりまして、計1億29万円余の増額、第4款支払基金交付金は8億3,355万円余の減額、これらはそれぞれ負担金・交付金・補助金の額の確定に伴うものでございます。

第7款繰入金は、保険給付費等の財源に充当する最終的な見込額に基づき、10億8,526万円を減額するものでございます。

10ページをお開きください。

第9款諸収入、第3項雑入は、第三者納付金及び返納金の最終見込額に基づき、1億1,990万円を減額するものです。

次に、歳出になりますが、主なものとして、12ページをお開きください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、計63億4,460万円余の減額でありまして、療養

給付費等事業の最終見込額に基づくものです。

13 ページになりまして、第 2 項高額療養諸費は、計 3 億 697 万円余の減額で、高額療養費等の最終見込額に基づくものです。

15 ページをお願いいたします。

第 5 款基金積立金 75 億 7,985 万円余の増額は、療養給付費等の最終見込みに基づき、国・県・市町村並びに支払基金へ令和 4 年度に精算返還するための財源として積み立てるものでございます。

以上で補足説明を終わります。（降壇）

○議長（和氣 健君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

承第 1 号議案につきましては、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

承第 1 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより承第 1 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、承第 1 号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 8 決第 1 号・決第 2 号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第 8、決第 1 号議案「令和 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び決第 2 号議案「令和 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括上程し、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）（登壇）

それでは、ただいま御上程をいただきました決第 1 号議案「令和 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、決第 2 号議案「令和 3 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計は広域連合組織運営のための経費でございます。

歳入歳出決算書の 20 ページにございます「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額の 7,752 万円に対し、歳出総額 7,399 万 8,000 円となり、差し引き額で 352 万 2,000 円が実質収支額となっております。

次に、特別会計でございますが、特別会計は制度運営のための予算でございます、そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

歳入歳出決算書の 46 ページにございます「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 2,873 億 3,271 万円に対し、歳出総額 2,873 億 1,943 万 6,000 円で、差し引き額 1,327 万 4,000 円が実質収支額となっております。

詳細につきまして事務局から補足の説明を行いますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由説明とさせていただきます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）（登壇）

それでは、決第 1 号議案及び決第 2 号議案の補足説明を行います。

まず、決第 1 号議案「令和 3 年度一般会計歳入歳出決算について」でございますが、歳入歳出決算書により主なものを御説明いたします。

8、9 ページをお開きください。

歳入でございますが、一般会計歳入 7,752 万円余のうち、主なものは第 1 款分担金及び負担金で、収入済額は 7,430 万円、事務的経費を後期高齢者人口で按分し、県内各市町村に負担していただいている負担金でございます。

第 2 款財産収入は財政調整基金の預金利子、第 3 款繰越金は前年度繰越金、第 4 款諸収入は労働保険料等個人負担分などの収入でございます。

歳入全体を通して、収入未済はございません。

次に、歳出でございます。

12、13 ページをごらんください。

支出額の主なものは、第 2 款総務費 7,319 万円余、これは広域連合の組織運営に要した経費であり、歳出決算のほとんどのものを占めるものでございます。第 12 節役務費のうち、銀行振込手数料が 1,753 万円余、15 ページとなりまして、第 19 節負担金補助及び交付金のうち、職員派遣負担金は総務課職員等 4 名分で 2,864 万円余、施設負担金は事務所の使用料及び電気代等の共益費用で 1,054 万円余などでございます。

続いて、決第 2 号議案「令和 3 年度特別会計歳入歳出決算」でございますが、27 ページからの決算事項別明細書により、歳入、歳出の主なものを御説明いたします。

歳入でございますが、28、29 ページをお開きください。

第 1 款市町村支出金は 495 億 5,081 万円余で、第 1 項市町村負担金のうち、第 1 目事務費負担金は所要の事務費を後期高齢者の人口割合で市町村に負担していただいているもの、第 2 目保険料等負担金は市町村が徴収した保険料や基盤安定分、第 3 目療養給付費負担金は療養給付費の 12 分の 1 の定率負担でございます。

次に、第 2 款国庫支出金は計 930 億 9,134 万円余、第 1 項国庫負担金のうち、第 1 目療養給付費等負担金は療養給付費の 12 分の 3 の定率負担、第 2 目高額医療費負担金はレセプ

ト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 が負担されるものです。

また、第 2 項国庫補助金のうち、第 2 目保健事業費補助金は健康診査費の補助金でございます。

続いて、第 3 款県支出金は計 232 億 8,484 万円余、第 1 項県負担金のうち、第 1 目療養給付費等負担金は療養給付費の 12 分の 1 の定率負担、第 2 目高額医療費負担金はレセプト 80 万円を超える部分の 4 分の 1 が負担されるものです。

また、第 2 項県補助金のうち、第 2 目保健事業費補助金は健康診査費の補助金でございます。

第 4 款支払基金交付金 1,096 億 7,986 万円余は、若年層からの支援金でございます。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 1 億 5,004 万円余は、レセプト 400 万円を超える特別高額医療費に対して全国 47 広域連合が国保中央会へ拠出を行い、その拠出金を原資として負担緩和のため交付されたものでございます。

32、33 ページですが、第 7 款繰入金 111 億 2,576 万円余は、令和 2 年度の療養給付費等負担金などの額の確定に伴う償還用財源として繰り入れたものでございます。

第 8 款繰越金 5,977 万円余は、前年度繰越金でございます。

第 9 款諸収入は計 3 億 8,515 万円余で、34、35 ページになりますが、第 3 項雑入のうち、第 1 目第三者納付金は交通事故などで傷害を受けた場合に過失割合に応じて加害者から支払われる医療費相当額の納付金、第 2 目返納金は自己負担割合の変更などに伴うものでございます。

以上が歳入における主なものでございます。

次に歳出でございます。

36、37 ページをごらんください。

主なものとしては、第 1 款総務費 7 億 8,408 万円余、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 6 億 9,899 万円余のうち、第 12 節役務費 1 億 7,148 万円余は、医療費通知書等発送のための郵送料及び電算事務処理などの手数料、第 13 節委託料 2 億 5,494 万円余は、医療制度システムの電算処理委託料など、第 19 節負担金補助及び交付金 1 億 3,038 万円余は、業務課職員 18 名分の職員派遣負担金が主なものでございます。

38、39 ページにまたがりまして、第 2 目連合会負担金 8,509 万円余は、レセプト点検などに対する国保連合会負担金でございます。

第 2 款保険給付費 2,676 億 5,499 万円余、第 1 項療養諸費 2,549 億 7,932 万円余は、医療機関に支払う被保険者の窓口負担を除いた医療費などや診療報酬の審査・支払いに係る手数料、第 2 項高額療養諸費 118 億 516 円余は、高額医療費の上限額を超えた支払いに対する払戻金などになります。

第 3 項その他医療給付費 8 億 7,051 万円余につきましては、葬祭費が主なものでございます。

続きまして、40、41 ページで、第 3 款特別高額医療費共同事業拠出金 1 億 4,293 万円余は、400 万円を超える特別高額医療費の財源補填のために全国の広域連合が拠出している基金への拠出金でございます。

第 4 款保健事業費 4 億 5,560 万円余は、県内 27 市町村が実施した健康診査事業に対する市町村への補助金並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業を 7 市町村へ委

託実施した委託料などでございます。

第5款基金積立金76億3,201万円余は、令和3年度の療養給付費等負担金の精算償還のため、財源として積み立てたものでございます。

42、43 ページですが、第7款諸支出金106億4,978万円余のうち、第3目償還金106億2,326万円余は、国、県、市町村並びに支払基金に令和2年度の療養給付費負担金等を精算償還したものでございます。

最後の48ページの財産に関する調書でございますが、記載のとおりとなっております。以上が決算関係の補足説明となります。（降壇）

○議長（和氣 健君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

決第1号議案及び決第2号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

決第1号議案及び決第2号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

決第2号議案について討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

4番、田辺議員。

○4番（田辺 牧美君）（登壇）

議席番号4番、田辺牧美です。

決第2号「令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、反対の立場で討論をいたします。

決第2号の特別会計歳出決算には、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第12節役務費と第13節委託料にマイナンバーカード未取得者へ取得を勧める文書及び申請書を郵送した郵送費及び広告委託料が含まれています。一般質問させていただきとおおり、あえて75歳以上の高齢者に絞って当広域連合が郵送しなければならない合理的理由が見当たりません。全額国から予算措置されたとはいえ、当広域連合が実施した事業であることに変わりはありません。この支出について認めることができないため、決第2号に反対をいたします。

なお、今回議案提案説明の際、マイナンバーカード取得のこの文書を郵送したことについて一切説明がありませんでした。昨年10月末での未取得者約19万人以上に発送をしており、約3,775万円余の費用をかけて行われた一つの事業ですので、決算書説明時に議員に分かるように報告されるべきではなかったかと思えます。特に後期高齢者広域連合の議員は常に入れ替わっておりますので、新しい議員にも分かるように主な事業については丁寧に説明していただきますようお願いをしておきたいと思えます。

以上で反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（降壇）

○議長（和氣 健君）

以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を打ち切ります。

これよりまず決第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

決第1号議案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、決第1号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、決第2号議案を採決いたします。

決第2号議案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。

決第2号議案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（和氣 健君）

起立多数であります。よって、決第2号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 甲第9号議案

○議長（和氣 健君）

日程第9、甲第9号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を上程し、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）（登壇）

ただいま御上程いただきました甲第9号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

「後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、75億5,821万8,000円を追加し、2,963億1,396万3,000円とするもので、主に令和3年度の療養給付費等負担金の見込額に基づきまして、国、県、市町村等に精算するための償還金等を計上するためのものがございます。

詳細につきまして事務局より補足の説明を行いますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

事務局長。

○事務局長（安田 充年君）（登壇）

それでは、甲第9号議案の補足説明を行います。

甲第9号議案「令和4年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてですが、補正予算書6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、第1款市町村支出金は、令和3年度分の療養給付費の確定に伴い、

過年度分の療養給付費市町村負担金 493 万円余を増額するものでございます。

第 7 款繰入金 75 億 5,328 万円余の増額は、国、県、市町村等への償還金などの財源として後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れしようとするものでございます。

次に、歳出についてですが、7 ページをごらんください。

第 5 款基金積立金は、令和 3 年度分の療養給付費の確定に伴い、給付費準備基金へ積み立てを行うもの、第 7 款諸支出金につきましては、令和 3 年度分の療養給付費の見込額に基づき、国、県、市町村負担金並びに支払基金交付金 75 億 5,328 万円余を償還しようとするものでございます。

以上、補足説明となります。（降壇）

○議長（和氣 健君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 9 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 9 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わり、これより甲第 9 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 9 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 10 甲第 10 号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第 10、甲第 10 号議案「岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合同規約の変更について」を上程し、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）（登壇）

ただいま御上程をいただきました甲第 10 号議案「岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合同規約の変更について」でございますが、令和 4 年 3 月 31 日をもって総合事務組合から竹川組合が解散し、脱退をしたことに伴いまして、組合同規約の一部を変更するものでございまして、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により承認をする

必要がありまして、同法第 290 条の規定により広域連合議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 10 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 10 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 10 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 10 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 11 甲第 11 号議案

○議長（和氣 健君）

次に、日程第 11、甲第 11 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程し、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（伊東 香織君）（登壇）

ただいま御上程をいただきました甲第 11 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございますが、副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項におきまして 2 人を置くこととなっておりますが、現在は 1 名が空席となっております。

空席となっております副広域連合長として、新見市長さんでいらっしゃいます戎斉氏を選任していただきたく提案をさせていただくものでございます。御議決のほどよろしくお願ひ申し上げます。（降壇）

○議長（和氣 健君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 11 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（和氣 健君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定しました。

甲第 11 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 11 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、甲第 11 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

閉会宣言

○議長（和氣 健君）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 4 年 8 月定例会を閉会といたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午前 11 時 51 分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	近藤隆則	1 岡山県後期高齢者医療広域連合と岡山県国民健康保険 団体連合会の業務提携の強化について
2	羽場頼三郎	1 21年度決算について 2 主要な施策の成果
3	田辺牧美	1 マイナンバーカード取得勧奨についての文書の発送に ついて 2 マイナ保険証についての認識を問う 3 資格証の発行の継続を求める 4 自己負担2割を早期に元に戻すことを求める

討論（反対）発言通告一覧表

議案番号	氏名	討論内容
決第2号	田辺牧美	令和3年度岡山県後期高齢者医療広域連合後 期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 和 氣 健

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 難 波 武 志

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 津 本 辰 己